

●申込・問合せ

こども家庭課

☎72-3128

✉k-katei@city.ishikari.hokkaido.jp

厚田支所市民生活課

☎78-2886

✉a-seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp

浜益支所市民生活課

☎79-2112

✉h-seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp



■保育所一覧

| 区分 | 保育所名 | 定員(人) | 保育時間 | 入所年齢 | 場所 | 電話 |
|---------|----------------------------|---------|----------------------|---------|---------------|---------|
| 認可保育所 | 石狩仲よし保育園 | 90 | 7:30~18:30 | 生後8週間以上 | 花川北4条3丁目5-3 | 74-4388 |
| | えるむ保育園 | 90 | | 6カ月以上 | 花川北2条5丁目63 | 74-0696 |
| | 友愛保育園 | 60 | | 生後8週間以上 | 花川南8条3丁目153-3 | 73-6686 |
| | まきば保育園 | 60 | | | 樽川6条2丁目600 | 72-0050 |
| | 南線光の子保育園 | 120 | | | 花川南4条3丁目2 | 73-0773 |
| | 緑苑台子どもの家保育園 | 60 | | | 花川東1-2137 | 77-6600 |
| | (仮称)えるむの森保育園 (4月1日開設予定) | 90 | | | 花川東93-5 | 75-5522 |
| はまなす保育園 | 30 | 1歳6カ月以上 | 親船町45-2 | 62-3247 | | |
| くるみ保育園 | 45 | | 八幡1丁目433-14 | 66-3479 | | |
| へき地保育所 | 高岡保育園 | 50 | 8:00~17:00 (月~金曜) | 1歳以上 | 八幡町高岡31-6 | 66-4030 |
| | 厚田保育園 | 70 | 8:00~12:00 (土曜) | 3歳以上 | 厚田区厚田2-4 | 78-2440 |
| | 聚富保育園 | 50 | | | 厚田区聚富287-26 | 66-4241 |
| | はまなす保育園 | 70 | | | 浜益区川下392 | 79-2264 |

保育所からのお知らせ

保育サービス

一時保育

保護者の就労や疾病・出産等、または育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するため一時的な保育をします。

実施保育園 はまなす保育園、くるみ保育園、南線光の子保育園、緑苑台子どもの家保育園

延長保育

保護者の就労形態の多様化などに伴う、保育時間の延長に対する要望に対し、保育時間の延長をします。月額保育料のほかに保護者負担がかかります。

実施保育園および延長時間

- ・はまなす保育園、くるみ保育園、えるむ保育園
18:30~19:00
- ・(仮称)えるむの森保育園/18:30~20:30予定
- ・石狩仲よし保育園、友愛保育園、まきば保育園、南線光の子保育園、緑苑台子どもの家保育園
7:00~7:30、18:30~19:00
- ・高岡保育園/土曜12:00~17:00
- ・厚田保育園、聚富保育園
月~金曜17:00~18:00
- ・はまなす保育園/月~金曜17:00~18:00
土曜12:00~16:00

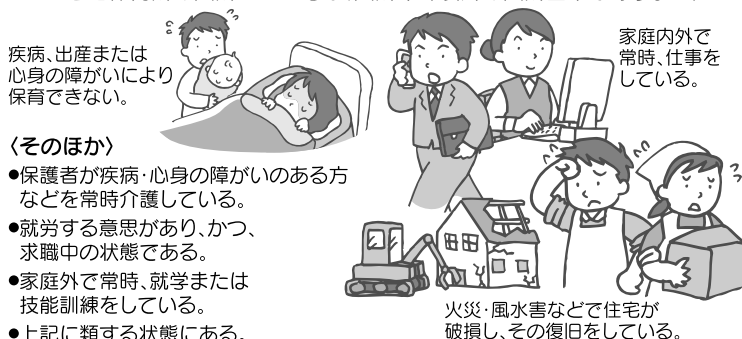
障がい児保育

心身に軽い障がいのある児童を、ほかの児童と一緒に集団で保育します。

実施保育園 石狩仲よし保育園(おおもね3歳以上)・南線光の子保育園(おおもね1歳以上)
※障がい児保育の実施保育園については、上記2園以外での実施について現在検討中です

これが入所基準です!

※へき地保育所の入所については、入所年齢以外の入所基準はありません



疾病、出産または心身の障がいにより保育できない。

家庭内外で常時、仕事をしている。

〈その他〉

- 保護者が疾病・心身の障がいのある方を常時介護している。
- 就労する意思があり、かつ、求職中の状態である。
- 家庭外で常時、就学または技能訓練をしている。
- 上記に類する状態にある。

火災・風水害などで住宅が破損し、その復旧をしている。

4月からの保育所新規入所の申し込みについて

認可保育所は、仕事や病気などでお子さんの保育ができない保護者に代わり保育をする児童福祉施設です。保護者および同居の親族が上記の入所基準のいずれかに該当する児童が対象です。

入所申込期間 1月21日(月)~2月20日(水)必着

入所申込など 申し込みに必要な書類や保育所の情報が記載されている「保育所ガイド」は、こども家庭課および各支所市民生活課窓口で随時配布しています。

選考方法 入所希望児童数が各保育所の入所可能人数を超えた場合には、入所選考基準に基づき、家庭での保育が困難なお子さんから優先して入所を決定します。

保育所の廃止について

保育所の新設や統廃合により適切な保育所の再配置を行うため、次の保育園を廃止します。

○生振保育園・望来保育園

平成20年3月末廃止

○はまなす保育園・高岡保育園

平成21年3月末廃止

へき地保育所保育料の改定

これまで地域によって異なっていた保育料を旧石狩市の保育料(1万2千円)に統一するため、次のとおり段階的に保育料を引き上げます。

| 年度 | 保育料 | |
|------|-------------|---------|
| | 厚田保育園・聚富保育園 | はまなす保育園 |
| 平成19 | 10,000円 | 6,500円 |
| 平成20 | | 8,500円 |
| 平成21 | 12,000円 | 10,500円 |
| 平成22 | | 12,000円 |

育児休業に伴う保育所入所児童の継続入所について

認可保育所に入所している児童の保護者が育児休業することとなった場合に、育児休業開始前にすでに保育所へ入所していた児童については、当該保護者が育児休業を取得している間、保護者からの要望などを踏まえて平成19年12月1日から継続して入所できることとしました。



●税務課 zeimu@city.ishikari.hokkaido.jp

●合併浄化槽担当 g-jyokasou@city.ishikari.hokkaido.jp

●契約課 keiyaku@city.ishikari.hokkaido.jp

●業務課 gyomu@city.ishikari.hokkaido.jp

意見の募集期間 平成19年9月3日(月)～10月5日(金)
意見の提出状況 意見の提出者5人、意見の件数8件

【個別排水処理施設使用料の改定について】

パブリックコメントの結果

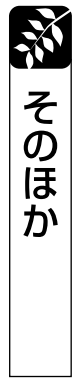
4月からの第三者委託実施に向け、1月から受託事業者を選定するための手続きを開始します。委託する施設、業務範囲や応募資格などについては、1月9日(水)から市HPで公表します。
問合せ 業務課 ☎72・3224

水道法に基づく第三者委託

問合せ 税務課 ☎72・3119

| 法定調書 | 提出期限:1月31日(木) | 提出先 |
|--|---------------|-----|
| ○給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 ○給与所得の源泉徴収票(税務署提出用) ○不動産の使用料等の支払調書等、その他の支払調書 ※市町村経由では提出できません | | 税務署 |
| ○給与支払報告書(総括表) ○給与支払報告書(個人別明細書:市区町村提出用2枚) | | 市町村 |

法定調書の提出先が変わります



そのほか

検討結果 不採用5件、参考1件、その他2件
問合せ 合併浄化槽担当 ☎72・3698

水道法に基づく第三者委託

意見の募集期間 平成19年9月14日(金)～10月15日(月)
意見の提出状況 意見の提出者1人、意見の件数4件
検討結果 不採用2件、その他2件
問合せ 業務課 ☎72・3224

横田夫妻講演・映画「めぐみ」上映のお願い

1月5日(土)花川北コミセンで予定していますが、駐車場に限りがあります。車での来場は、ご遠慮ください。 ※整理券配布は終了
問合せ 石狩ブルトリボン実行委員会 金木さん ☎74・5353

平成20年度競争入札参加資格審査申請(追加登録)受付

受付日時 2月18日(月)～22日(金) 10時～16時(12時～13時除く)
受付場所 市役所201会議室
資格有効期間 4月1日～平成21年3月31日
資格要件

【建設工事】

①2月1日現在、許可を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいて、直前2年度分の決算において完成工事高があること。

②国土交通大臣または都道府県知事が行う経営事項審査を受けていること(総合評定値Pを申請していること)。

【浄化槽工事】

①2月1日現在、許可を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること。

②浄化槽法第21条第1項の規定に基づき知事の登録を受けていること、または同法第33条第3項の届出のあること。

③浄化槽法第2条第10号の規定に基づく浄化槽設備士を常時雇用していること。

【浄化槽保守点検業務委託】

①浄化槽法第48条第1項に規定する制度に基づき、知事の登録を受けていること。

②営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置いていること。

【設計・測量等】

2月1日現在、引き続き2年以上その事業を営んでいて、直前1年度の決算で事業高があること。

【一般委託および物品の購入・印刷】

2月1日現在、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
問合せ 契約課 ☎72・3155

就職支援セミナー

採用する側が読みたくなる履歴書・経歴書の作り方、自分をアピールする面接の受け方などを学びませんか?

就職するにあたり必要な知識・技術等を石狩市就業アドバイザーがお伝えします。



対象 市内在住の季節労働者の方(特例一時金の受給対象者)
※季節労働者以外の方は要相談

日時 1月24日(木)・25日(金) 10:00～15:00

場所 石狩商工会館(花川北6-1)

定員 50人(先着順)

費用 無料

講師 安立 秀彦氏
(市就業アドバイザー・元民間企業の人事担当者)

申込締切 1月18日(金)

申込・問合せ 商工労働観光課 ☎72-3166
☎syoukour@city.ishikari.hokkaido.jp

高齢者医療制度見直しに関する「凍結策」について

「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」において、高齢者医療制度について以下のとおり取りまとめられ、政府においても実施することとなりましたので、その内容についてお知らせします。

●70～74歳の方(注1)の医療費窓口負担

高齢者医療制度見直しで、4月からの負担割合引き上げ(1割負担→2割負担へ)については、4月～平成21年3月の1年間、1割負担に据え置かれます。

すでに3割を負担いただいている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障がい認定を受けた方は除きます。

●後期高齢者医療制度における75歳以上の被扶養者の保険料

4～9月の6カ月間は無料となり、10月～平成21年3月の6カ月間は、被保険者均等割額が9割軽減された額となります。

対象 75歳以上の方(注1)で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日(3月31日または75歳誕生日の前日)において被用者保険(注2)の被扶養者となっている方。

制度見直しでは、被用者保険の被扶養者の方については、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から2年間、被保険者均等割を5割軽減することとされていますが、今回の凍結策はそれに加えて行うものです。

(注1) 65～74歳の方で一定の障がい認定を受けた方を含みます。

(注2) 政府管掌保険・企業の健康保険・公務員の共済組合等です(市町村が行っている国民健康保険は該当しません)。

国民健康保険課 ☎72-3123 ☎kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp
厚田支所市民生活課 ☎78-2886 ☎a-seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp
浜益支所市民生活課 ☎79-2112 ☎h-seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp